

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

胎内市長 井畑明彦

市町村名 (市町村コード)	新潟県胎内市 (15227)
地域名 (地域内農業集落名)	築地地区 (築地新、築地1、築地2、築地3、下高田、山王、中村浜)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日、令和6年7月19日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業法人10法人、認定農業者62人、その他農業者35人が水稻を中心とした農業経営を行っており、園芸作物で新規就農者が2人就農している。一部海側の地域では砂丘地を利用した球根や切り花、野菜や葉たばこを栽培しているが、葉たばこの作付面積減少により、作付けしていない農地が出てきているため、土地にあった新たな作物の導入が必要であり、特に畑の担い手確保が課題となっている。営農継続、後継者確保のためにも農業所得の向上が必要だという意見が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・畑作の機械化や連作障害を受けにくい品目の導入などにより、畑の適正管理に努める。
- ・現在の耕作者がリタイアした後の担い手の確保。・法人又は集落営農組織の設立を検討する。
- ・入作が多いため集約化を進め耕作しやすい環境を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	470.68 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	470.68 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

築地、築地新、下高田、山王、中村浜集落の農振農用地区域内の、農業上の利用が行われる農地を当該区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当該地域の農地利用は、中心経営体である農業法人10法人、認定農業者62人、その他農業者35人、認定新規就農者2人が担うほか、入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用も考慮し集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者等を育成を促進する。 ・法人又は集落営農組織の設立を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

畑作の機械化や連作障害を受けにくい品目の導入などにより、畑の適正管理に努める。